

第 7 9 号 議 案

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例  
の一部を改正する条例

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例(平成 11 年新宿区条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 廃棄物処理手数料の部 1 の項中「40 円」を「46 円」に改め、同部 2 の項中「40 円」を「46 円」に、「76 円」を「87 円」に改め、同部 3 の項中「40 円」を「46 円」に、「2,800 円」を「3,200 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表 1 廃棄物処理手数料の部 3 の項の規定(粗大ごみに係る部分に限る。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に区長が収集及び運搬の申込みを受けた場合の粗大ごみに係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が収集及び運搬の申込みを受けた場合の粗大ごみに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例第 60 条第 1 項の規定により交付された有料ごみ処理券(以下「改正前の有料ごみ処理券」という。)は、施行日から起算して 1 月を経過する日までの間は、区長が収集し、及び運搬する事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に添付するものに限る。なお使用することができる。この場合において、当該使用される改正前の有料ごみ処理券は、改正後の条例第 60 条第 1 項の規定により交付された有料ごみ処理券とみなす。

(提案理由)

廃棄物処理手数料の額を改定する必要があるため